

- 1 適切な休養を確保するための活動時間の管理の徹底
  - (1) 適切な休養日等の設定
    - ア 活動時間 平日2時間 休日3時間 週計11時間  
※準備、片付け、移動時間を含まない。
    - イ 朝の活動 原則禁止
    - ウ 休養日の設定 平日1日以上 休日1日以上 週計2日以上
  - (2) 学校単位で参加する大会の見直し
    - ア 公式大会以外の地方大会について精選する。
    - イ 大会参加に係る事前確認・検証を行う。
  
- 2 適切な運営のための体制整備
  - (1) 望ましい運営体制の構築
    - ア 部活動の企画・運営が生徒による主体的なものとなるような体制づくり
    - イ 費用負担、部活動加入の位置づけの見直しを行う。
    - ウ 生徒及び部顧問の負担が過度にならないよう必要な支援を行う。
  - (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
    - ア 部顧問対象研修会の設定を行う。
    - イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取り組みを行う。
    - ウ 熱中症の防止を徹底する。
    - エ 事故、体罰、ハラスメントの防止を徹底する。
  - (3) 方針・計画・実績の公表と検証
    - ア 方針等の策定を行いホームページに掲載し公表する。
    - イ 活動状況の検証とフォローアップを行い、適切な運用を徹底する。
  
- 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備
  - (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
    - ア 複数の活動が幅広く経験できるよう、多様な志向への対応を行う。
    - イ 誰もが参加できる活動の工夫を行う。
  - (2) 地域移行の推進
    - ア 段階的な地域移行を行い休日に部活動指導を行う教員がゼロとなることを目指す。
    - イ 部活動時間の縮減を行い、部活動以外の様々な活動にも参加できるようにする。
    - ウ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力を行う。
    - エ 高校部活動との協力体制を整えて、生徒の効果的な活動を進める。
  
- 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築
  - (1) 複数顧問制の推進
    - ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進を徹底する。
    - イ 部活動指導員を必要に応じ積極的に活用する。
    - ウ 休養日の振替の徹底を行う。
  - (2) 大会運営や役員業務の見直し等
    - ア 会議などのデジタル化、競技団体や保護者などの人材確保を行い、教員によらない体制を構築する。
    - イ 役員業務に係るサービス管理の整理を行う。

附則 この規約は令和4年4月1日より施行する。

令和7年4月2日 一部改正

# 茨城県立下妻第一高等学校附属中学校 部活動に係る活動方針細案

附属中特活部

茨城県立下妻第一高等学校附属中学校部活動に係る活動方針に沿って、下記の通りにご指導お願いします。

## (1) 活動時間について

月	5月～9月	10月	11月～2月	3月～4月
終了	17:45	17:15	16:45	17:15
完全下校	18:00	17:30	17:00	17:30

- 完全下校の時間厳守。
- 職員会議の日は中学生の部活動は実施しない。
- 活動時間は、平日は2時間、休日は3時間を上限とし、土日のいずれかと平日のうち一日は基本的には休養日とする。

## (2) 入部について

- ① 部活動見学期間 4月中旬2日間程度
- ② 部活動体験期間 4月中旬1週間程度
- ③ 正式入部期間 4月中旬から下旬にかけて3日間程度

※新入生のGW中の部活動については顧問判断による。生徒及び保護者と十分連携した上で行うこと。

※正式入部期間以外の入部も認める。

## (3) 天候等への配慮について

- ① 長期休業中の活動時間は、上記の休日と同じ扱いとする。
- ② 休憩時間の確保や十分な水分補給をするなど、熱中症の未然防止には十分に配慮する。
- ③ 活動場所の環境(温度・湿度・日陰の状況等)には細心の注意を払う。
- ④ 熱中症対策として、暑さ指数(WGBT)31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

## (4) 拠点校部活動について

本校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を他中学校が受け入れるというもの。

〈留意事項〉

- ① 参加の承認  
生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生徒指導に同意すること。
- ② 大会等への参加  
登録については(拠点校のみの登録とするか拠点校・在籍校すべての登録とするか)、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は拠点校が対応する。
- ③ 安全管理
  - 在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
  - 活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。

- ・ 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動および活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

(5) 総合部について

本校に該当部活動がなく、生徒が個人で本校の学校名で大会等に出場することを申し出た場合、総合部に所属する。

〈留意事項〉

- ① 個人種目に限る。
- ② 学校は、必要であれば大会引率をつける。
- ③ 原則、練習は生徒個人が所属団体等で行うものとする。

(6) 中高連携の在り方について

附属中としての優位性を発揮していくために中高の連携を密に行う。部活動によっては、中高で活動していく。中高の垣根を越えて、一丸となって生徒の活動を支援する。ただし、部活動以外の各所属での業務を第一とする。

- ① 附属中で開設している部活動の連携について（部活動顧問の中高横断）  
当該部活動の附属中顧問と高校顧問の連携のもと、計画的に指導していく。
- ② 附属中で開設していない部活動の連携について  
総体終了後等で活動が縮小されている附属中3年生が高校生と一緒に平日のみ活動していく。ただし、活動時間等については、上記の（1）に準じて活動する。中学生を受け入れる環境がある部活動のみとする。
- ③ 中学3年生の活動までの手続きについて
  - ・ 参加可能な高校の部活動の確認（中学校部活動担当、高校部活動担当）
  - ・ 参加可能な部活動の生徒へのアナウンス（中3年級監→生徒）
  - ・ 参加確認書の提出（生徒→中3級監→中・担当→高・担当→部顧問）
- ④ けが等について  
学校管理下での活動となるため、「日本スポーツ振興センター」を使用する。
- ⑤ 活動時間について（※高校の部活動参加生徒もこの活動時間に準じる）

月	5月～9月	10月	11月～2月	3月～4月
終了	17：45	17：15	16：45	17：15
完全下校	18：00	17：30	17：00	17：30

- ・ 完全下校の時間厳守。
- ・ 職員会議の日は中学生の部活動は実施しない。

(7) 地域クラブ活動について

令和5年度より茨城県中学校体育大会(総体・新人)に地域クラブから出場することができるようになる。

〈留意事項〉

- ① すべての地域クラブが中体連の大会に出場できるわけではない。中体連の定める条件を満たしている必要がある。
- ② 地域クラブに所属していても、学校の部活動はこれまで通り参加可能。ただし、大会への参加は、学校または地域クラブのいずれかになる。
- ③ 茨城県中学校体育連盟への登録期間は4月1日～3月31日になる。年度途中での登録の変更は原則認められない。年度初めの4月1日から30日までに登録を行う。